

寛政異学の禁再考

高橋章則

はじめに

寛政異学の禁は、寛政二年五月二十四日付けの林家・聖堂内に限定された学派統制勅告「学派維持ノ儀ニ付申達」（以下、禁令と記す）が聖堂外へと拡散し、「結果」的に非朱子学諸派に対する規制の役割を果たした事実の総称である。その「結果」を示す例として亀田鵬斎の塾の衰微が取り上げられることが多く、例えば先行研究として頻用される諸橋徹次「寛政異学の禁」は次のように叙述する。

当時五鬼の頭と呼ばれて居る亀田鵬斎の如きは旗本の士千人を集めて教育して居つたのであるが、此の禁令の出て後は、一人去り、二人去り、遂に総ての書生が袂を連ねて去つたので、門前雀羅を張つて、遂に塾を閉ぢなければならぬ勢を示したといふことである。（『近世日本の儒学』一六六頁、昭和14年8月）

この諸橋の叙述は、三上参次、中村孝也の手をへてまとめられた『柔翁公伝』の当該叙述等を前提としたものと見られ、引用書目から芳野金陵「鵬斎亀田先生伝」（『金陵遺稿』巻之七）に依拠したことが判る。しかし同伝には松平定信の鵬斎への嫌疑に発した旗本門弟の脱塾をめぐる次の記述以外に該当記述を見い出すことができない。

白河侯乗^二国鈞^一首更^二張文武^一、弊政頓革、先生又悦曰、抱負可^レ展矣、嘗開^二言路^一求^二籌策^一、先生隣家麾下^二士^一、上^レ書論^二學術時務^一、頗有^下冒^二觸侯意^一者^上、侯作^レ色曰是必鵬斎所^二代作^一一聞鵬斎唱^二異学^一者、侯宗^二洛閩^一、故有^二異同者^一、概乎目以^二異学^一、而以^三侯在^二具瞻^一、諸官皆望^二其嚮笑^一ト^三進退^一、於^レ是麾下門人、一齊引去、且媚妒者乘^レ以煽^レ之、於^レ是門戸寂然、

右は禁令発布に先立つ時期（天明八年とされる）の記述であり、鵬斎の門弟の伝聞によれば、この時の脱塾者は「旗本三十余家」であつたといふ。また、閉塾（正確には移転）は寛政九年にまで繰り下がるという。とすれば、諸橋は前掲基礎史料以外の伝記ないしはある種の巷談に依拠したとも考えられるが、基礎史料が一貫して鵬斎塾の衰退は禁令以前から始まっていたとし、旗本以外の門人の場合には動揺が大きくなかつたとするのとは微妙な差異が見られる。

確かに当時の塾の実態については不明な点があり、あるいは「旗本の士千人」に対応する事実があつたかもしれない。しかし、塾の教育組織や教授形式などの問題を解決せずに、言われるような鵬斎塾の破格な規模を認めることはできない。また、何よりも武士たちが学問に奔走した時期の大規模塾の存廃は当時の学界への影響も少な

くなかろうし、旗本の現員数³に関するならば、社会問題すら惹起しかねなかったのではなかろうか。「旗本の士千人」の帰趨は単なる人口移動ではないのだから。

とすれば、鵬斎塾の禁令発布以後の一時的な衰退のみを記述する仕方、他の異学者の塾の盛況を記さない姿勢と相まって禁令の「結果」的な機能を過大に評価するものであり、歴史叙述として妥当性を欠こう。そして、このような不安定な記述が踏襲されてきたことは、一方では鵬斎など「異学者」への研究の立ち後れに起因するとともに、次のような異学の禁研究上の視角の偏りと無関係でない。

その第一は、禁令の機能をどこに求めるかという問題である。異学の「鬼」たちは学派誇示・思想維持が可能であった。従って、一義的な思想禁圧を禁令に求めることは難しく、諸橋のごとく「結果」に禁令の機能を求めてきた。しかし、その「結果」を左右したのは門弟たる武士の動向であって、それと別のところで、例えば定信や朱子学正学派の人々の禁令発布の意図から「結果」を説明しえたとしても、それは事柄の一面にすぎない。

一般に立法者の制作意図や法令に求めた機能と法受容者の法理解ないしは歴史的実効力とは区別されよう。しかるに禁令の場合には、「結果」が学派統制を求め学禁を推進した側の意図に沿った形で実効力を持ったように見えるがゆえに、禁令を「受け入れた側」の禁令理解や禁令への対応すなわち禁令が機能した歴史的・社会的条件を考察しようとする視座が稀薄であった。

第二に、その門弟武士に焦点を絞った場合、その動勢が問題となるのは、禁令発布以後よりもむしろ禁令発布に至る過程ではないか。

というのも、学問の朱子学での統一が改革当初から目指されていたとするならば禁令の発布はむしろ遅きに失しているからである。一方、黄表紙などに散見するこの時期の武士達の功利的とも言える学問観³は、実際に彼らの動勢として——具体的には「異学」と目される塾から「正学」塾への移動として——禁令発布前に現象化しており、その行動の背景に学派間競争の動向と学派の峻別をうながす議論が関係していた。また彼らの功利的学問観と学派の一元化という禁令の核となる考え方との間にある種の親和性も考えうる。しかし、これまで禁令前史における武士集団のあり方は固有の研究対象として位置づけられてこなかったように見える。

さらに、禁令は「結果」的にはともあれ、発布の発端においては林家・聖堂に限定されたものであり、思想的規制に大学頭林信敬が消極的でありえた理由もそれに基づく。しかるにこれまで、林家・聖堂に向けて禁令が発せられた事実それ自体の意味が積極的には問われて来ていない。林家・林門の対応はどのようなものだったのか。これら以外にも禁令をめぐる研究視角上の問題は多く、解明すべき問題も多いと考えるが、ここでは、禁令と学派選択を行った下級武士達との関係、禁令発布前後の林家の在り様の二点を中心に寛政異学の禁に再考を加えたい。

一、対象・視角の限定と基礎史料

禁令発布の歴史的・社会的条件を考える上で欠くことができないのは、定信の登場直後から強調された文武奨励策が人材登用という当時の武士達の関心に密着した形で提起されたことである。

ここで想起されるのが、黄表紙に描かれた武士達の動勢である。

例えばこの期の黄表紙を代表する朋誠堂喜三二『文武二道万石通』(天明八年)には、文武についての「書付」の作成を示唆する叙述が頻出する。そこには、文武の範疇の混乱、諸芸術の意図的な解釈が終始展開し、拡大解釈された文武の修練に右往左往する武士達の像がある。恋川春町『鸚鵡返文武二道』(寛政元年)が描く、馬の稽古と陰馬・遊女買い切りとの誤解そしてその「乗馬」の訓練に励む武士達。こういった武士達の姿は、文武の修練に戸惑う同時代の武士達の有様の変形した姿態である。ここで注意すべきは、同時代の武士達の文武奨励策に右往左往する有様を叙述するに当たって作者達が意を払ったのが文武奨励策自体の批判ではなく、例えば「人物採用示諭」に関わる「書上」の提出を提出する武士と提出された書上を評価する上役武士との困惑と言うように改革の具体面にごく密着した表現であることである。当局の機微に触れたのはまさにこのように改革の具体的局面を描いたからに他ならない。ともかくも彼ら武家作者達が文武奨励策と人材登用との一体化に関心を示し、微に入り細を穿っていた事実がそこにある。

以下では、禁令を論ずる際の前提条件の一つとして文武の奨励策に触れるが、具体局面として取り上げるのは学問吟味、芸術吟味、番入任官である。それは黄表紙作者と同様に、文武奨励政策が武士達の関心の中心である任官問題と密着して提示されたが故に彼らの現実的な(魅力ある)課題となったと見るからである。繰り返しになるが、異学の禁を歴史的事件として成り立たせる主要な役割を担ったのはそういった武士達の動勢であると見るのである。

ただし、そのような下級武士達の動勢を直接に記した史料は決して多くない。あるいは同時代の課題を記述し保存することは危険であり伝存しないのである。ところが、本稿が以下で素材とする『よしの冊子』は右の限界を条件付きではあるが克服する有用な史料である。考察に先立って、その史料の価値を確認しておこう。

『よしの冊子』は、松平定信の側近水野為長が定信の施策上の参考に供するために江戸市中・城内の情報を収集した謀報集であり、定信の閲覧を経たものである。定信が老中首座に就任した天明七年六月十九日から老中を辞職した直後の寛政五年七月二十三日までの記事が順次取められ欠冊を除いてはほぼ百七十冊からなる。書名は各項が「―のよし」を以て終わることに基つき、定信没後、その遺篋中から発見した田中月堂の命名になる。現在、月堂が作成した抄本の副本を筆写した白河藩士駒井乗郎が写本叢書『寛宿雜記』に収録したもの(国立国会図書館蔵)を底本とした『随筆百花苑』所収本がある。『よしの冊子』は謀報集という性格上、寛政改革期にあった種々雑多な事項を収め、幕府の人事に関連した人物評・事件や江戸の風俗等が多く記され落咄を含め出所の確認できない伝聞記事も多く入り混じり、「虚説」と判断された事項も多い。しかし、寛政期の市中・城内に流れた情報かつ定信の施策上の判断に関わったものとして、虚実併せて寛政期を認識する際の基礎史料として十分な価値を有する。そのことは、定信が『宇下人言』の「予が不徳にて此ころ人の賞譽するは聖賢のやうにいふめり」という記述に対して「此処へ為長なんどきき及びしその比称譽せしことかくべし」との頭註を行っていることに端的に示される。また「水野為長常に

諫めて日々のよしあしをいひたり」とも記し、諫言家としての為長
の存在と彼の収集した情報に言及しており、本書が定信の机辺に絶
えず存在したことを窺わせるのである。

以上、本稿が『よしの冊子』に着目するのは、その記述が正確で
あるということよりも定信が施政の判断材料として用いたという点
にあり、その定信の「目」で捉えられ認識された武士達の動勢を検
証し、この時期を叙述する際の基礎に据えたいと思うからである。

二、学問吟味・芸術吟味

学問吟味という場合、一般には寛政四年、六年に行われ、以後は
ば三年に一度の周期で行われた儒学の統一試験を指す。しかし、寛
政四年以前にあって、それは武道の審査である芸術吟味と一對のも
のと理解され、任官の基礎審査の色彩を濃厚に持つものであり、寛
政の改革の文武奨励策の根幹をなしていた。

従来、異学の禁令と学問吟味との関係が問われる際には、寛政四
年以後の学問吟味が取り上げられ、禁令の意図が学問吟味において
貫徹したといった結論が導かれる。例えば、朱子学以外の学派の北
山派や心学者が試験で門前払いをくったことがその傍証として取り
上げられる。もちろん、それは学問吟味の歴史上での意義の一端を
示すものではある。しかし、寛政期の学問環境を典型的に示すのは、
寛政四年に先立つ学問吟味であると言ってよく、黄表紙が問題にし
たのはまさにこの時期のものである。

さて、『よしの冊子』は学問吟味を天明八年九月の「人物採用示
諭」「人物採用文武出精戒諭」の「御人撰」に連続するものという

理解の上に立つて取り上げているから、まずその「人物採用示諭」
を引用しておこう。

小普請組支配へ示諭せられしは、御人撰の事、相応の器量ある
者相撰み、文武芸術平日の行状迄も吟味いたし、謁見の以上以
下食禄の多少にかゝらず、今日所用の芸技にあらざるも、ま
た書出し置べしとなり。
〔文恭院殿御実紀〕卷之五⁽¹⁰⁾

右法令に則った芸術と学問の吟味は、寛政元年七月の「二十年以
上勤候者之惣領並其以下ニても芸術学問等格別出精致候者共人柄等
能々相糺、頭支配之面々ハ、其頭々ニて心掛、撰置可^レ被申候」〔御
触書天保集⁽¹¹⁾成〕という「書上」提出命令を経て実現に移されてい
た。この寛政元年の法令は「寛政酉年の令」として振り返られる学
問吟味史上重要な意義を持つ。というのも、それまでの任官の主要
条件が父の勤労年数の評価であり、番入りに対する検討の機会も少
なかったのに対して、両吟味が番入り希望者本人の文武の能力を評
価し父の勤労も絶対視せず評価の間隔を短くし再応の機会も与え
る、といった点で従来方式にかなりな程度の改正を加えたためで
ある。であるから、「御番入は来年であらふとさした仕候由。此節所
々ニて騒ぎ立、素読杯急ニ門入いたし候者多く、素読の見分を受、
読みそこない笑候者多く御ざ候よし」〔二・〇・〇⁽¹²⁾と〕と、下級武士達
特にそれまで任官の道が限られていたお目見得以下の武士達は、停
滞した人事を打ち破る可能性を有する手段として学問・武芸を位置
づけるに至り、両吟味は好意的に迎え入れられたのである。先の黄
表紙が描き、また後に学問吟味に深く関わることになる森山孝盛が
『蟹の焼藻の記』で「世の中俄に改りて（中略）心にも起らぬ学

問武芸に往来する有様、腹をかゝへたることにて、にがく敷振舞なり⁽¹³⁾と批判したのも、学問と立身とを一体のものと考えたこうした下級武士達にわか学問・にわか武芸なのであった。

ところが、当初好意的な受け入れられ方をした両吟味は、「年数共ニ御番入無^レ之、只芸術見分のミ度々罷出小身者ハ大ニ難儀仕候」(3・4・6)という事態の中で、つまり実際に学問・芸術のゆえをもつて番入した者が少なかったゆえに、かえって武士達の不満を買うことになった。そして、ひいては「只今迄御時節柄を有がたがり居候ものも、少々歎息を起し候由」(2・7・24)と人材重視の考え方や定信の改革自体に対する不満を募らせていったのである。そして

御番入父年数相勤、倅芸術出情達ニ御聴ニ御番入被ニ仰付一候と計も出候は、御細かな事よく分てよいとさした仕候へ共、右体ニ候ハズ筆順から御出し被^レ成バよい。こんども又々入組候て被ニ仰付一候事、余り御細か過ルとさした仕、心服不^レ仕候もの御座候よし。(2・7・24)

御番入の評価を父の勤務年数や本人の芸術出精等複数の側面からなそうとすると、評価方法の細分化が余儀なくされ、ともすると基準・原理の錯綜という事態を招く。そこで公平な評価ができれば問題がないが、ここでは評価の客観性を保つことができなかった。ならば、いっそのこと「筆順」すなわち本人の組内における地位の順に番入りさせていったらどうか。つまり旧来の番入の原理への一種の引き戻し論が登場するのである。いかに評価を細分化・厳密化しようとも限界がある、という番入制度改革への批判が『よしの冊子』に散見するようになるのである。

御番入年内今二度可^レ有之由。御目付増掛り被ニ仰付一候ニ付、尚又御綿密であろふとのさた。御吟味ハ御綿密ニ御座候へ共、中々御手届き不^レ申候や、博奕杯いたし候不人物之もの、先日御番入被ニ仰付一候とさした仕候。(2・11・4)

このように両吟味への期待が大きかっただけに、その期待は不満へと転化していった。その理由の一つは、先の「小身者」の難儀に見られるように文武の修練に予想外の経済的負担が伴ったことが挙げられる。負担にもかかわらずに番入は容易になされない。反対給付がない、すなわち両吟味が番入の特効薬とならなかった点に「余り同じ事を度々御出し被^レ成、余り細か過た」(例のたましだ」(2・7・23))といった下級武士層の不満が募ったのである。前述のごとく黄表紙は倒錯した馬術の稽古を描くが、『よしの冊子』は馬術の稽古は下級武士の経済的負担を強い物価を引き上げるものとして記述する。

馬術の稽古は、言うまでもなく武芸の基礎をなす。しかし、実践から遠ざかり江戸という都市に住む武士達、特に下級武士達にはほとんど無縁のものであった。従って、その稽古は「借馬」に頼らざるを得ない。この時ならぬ馬術訓練の流行は馬の所有者、例えば借馬引などを潤すばかりであった。彼らは需要にあぐらして「大へいニ相成」(1・10・12)借馬料を引き上げていった。

諸組与力、馬げいこ専出精仕、馬喰大仕合のよし。近々馬場先御門内の馬場にて頭見分御ざ候よし。しかし借馬にてハ大物入ニ付、与力一組にて申合、互ニ出銀いたし、馬を二三疋ヅゝも不^レ調バ成まい、借馬でハ始終つゝかめと申候よし。(1・6・17)

ここに見える武士達の経済的負担の増大が、実は『鸚鵡返文武二道』の「馬術稽古の者も金の成る木は持つまいし、のこらず女郎屋の馬代につまりたれば、今はせんかたなく」といった叙述の中に湧出しており、馬術の訓練の経済的負担に耐えかねて破天荒になりかねない下級武士達、すなわち正しく当時の問題状況の一つを活写していたと言える。借馬料のみならず、「すべて武けい相はやり候ニ付、先年百正致候ものハ二百正ニなり、二朱は百正に相成り、其癖誂候でも急ニ出来不_レ申、頭からハ度々見分等を催促御ざ候ニ付、小身の面々大ニ困り候よし。」(1・11・22)と武具値段が上昇し、それはいにしえの二倍とも三倍とも言う(2・6・17)。にもかかわらず、上司は職分上「見分」を催促する。それに応じきれない下級武士達。武具ばかりでなく、学問のための経済的な負担が増大したことも無視できない。

去年より学問はやり候ニ付、書物直段段々引上ゲ、四書ノ唐本
杯百正位仕候が一兩位ニ相成候由。詩経集注杯ハどの書物屋ニ
も切_レ候て無_レ之候由。其外小学杯の類も今急ニ入用と申候て
ハ無_レ之よし。(3・2・4)

このように、吟味をめぐって新たな負担⁽¹⁵⁾が課せられ、その状況下にあつては「昔の田沼の時ワイロを遣はねバ上下ならぬ様ニ相成候も、みんなはむぎ、此度むせうニ善悪をわきまへず稽古致させ候も、やつばりはむぎにて」(2・3・11)と田沼時代の賄賂が稽古料に代わっただけであるとする論評すら現れたという。

ところで、武士達が吟味への不満を募らせた理由は他にもあった。吟味を行い得る人物も限られ「手間がかゝ」(3・9・21)だったのである。

番頭ニテハ芸術の吟味ヲほんニ仕候は秋元沓岐守、曾我伊賀守、
中防近江守杯計ニ可_レ有_レ之由。其外ハ見分と申ても見計ニテ
分ハ出来申間敷由。(1・9・14)

「見計ニテ分ハ出来申間敷」とは、吟味に対する根本的な不信感の表明と言つてよい。これと先の武具価上昇の記事における上司への不満とを勘案すると、当時、下級武士の上司に対する不満が両吟味を通じて顕在化してしまつた事態が彷彿とさせられるのである。まさに「汗水を流して習う剣術も御役にたゝぬ御代ぞめでたき」(1・11・22)なのであつた。

一方、武士達が提出した吟味の書上にも不正が目だつた。
部屋住御番入被_ニ仰出_一候ニ付、文武芸術けいこ数年師匠名前
迄もいさるニ書出し候由。其内有体ニ書出し候ものハ稀ニテ、
多くハ一昨年以来又は此節急ニけいこ相勤候者多御座候由。其
内先年少々けいこ仕中絶仕り居候をバ、猶更中絶之様ニは不_ニ
申達_一、此節俄ニ相始候をも、相応ニ師匠と相談年数ヲ掬候由。
就_レ右先年より不_レ怠諸稽古出情仕候もの共ハ、玉石一ツだと
腹立仕候由。(1・10・29)

要するに、両吟味の番入条件としての確立は、理念の面でも現実的な対応の面でもはなはだ心許なく、その後何年かの試行期間を必要としたのである。そして、逆にこのような条件下にあつては、混乱に掉さず市井の儒者等も現れるに至り、幕府がそのような儒者への監視を行わざるを得ない状況になった。このことは、禁令の発せられる前提条件の一つに数える必要がある。本来、そのような市井への監視を目的とした『よしの冊子』には例えは、「文武芸術二十

四通り指南仕候看板」をかけた者のあることを記し、「其外此節すべて儒者、出家共大勢出申候て、右の内ニハ人物甚不_レ宜ものも多候由。衆人の害に相成候事と人々申候よし。」(8・10・16)と記される。これが、既に幕府によって「文学軍学天文学武芸等師範調査」が行われた後のことであることを想起されたい。幕府の準備にも関わらず文武の奨励は市中の新たな混乱を招来したのである。

さて、この異学の禁令発布に至る時期の学問、芸術をめぐる環境の中で注目されるのが、改革を主導する定信の志向する学問が、本来は徂徠学であったのが朱子学へと変化した、ないしは変更した、という情報流れ、それに反応する者が現れたことである。

日本橋辺ニ罷在候儒者古屋十次郎を、松右京亮殿より貳百石ニて抱可_レ被_レ申旨申送候処、仕官之儀ハ一万石被_レ下候ても罷出申間敷候段申送候由。左候ハ、折々罷出講尺ニても承り被_レ申度被_ニ申遣_一候へバ、畏候旨受いたし申候処、又々右京亮殿より、当時越中守殿ハ朱子学ニ御座候。十次郎ハ徂徠学ニ御座候ニ付出入之義も先ツ断被_レ申候旨被_ニ申送_一候由。徂徠学でも学者ハ学者だに、徂徠学でもワルイ事も有まいニアマリ馬鹿ナ事と評判いたし候よし。(8・1・1)

右は、当時江戸市中で勢力を持っていた(実は異学の禁以後にも彼の塾は盛況を誇っていた)(8・11・4) 古屋十次郎の仕官をめぐる記事の中に見える定信朱子学志向説である。

古屋に召し抱えの要請を断られた寺社奉行松平昭和は、古屋から内諾を得た出講を、定信の朱子学信奉に反する徂徠学者だということとを理由に拒否したという。これは周囲から愚拳と評されている

ものの、定信を意識したための学派峻別の例であり、要路者意識した自主規制が事実上の思想禁圧へ連なる例として良いだろう。そして、右記事中の「当時」は、正確には「越中様ハ御一体徂徠学ニ御坐候へ共當時ハわざ／＼朱子学ニ表向をなされ候よし。全体ハ徂徠学じやとさた仕候よし。」(28・11)という定信の朱子学転向説に裏付けられた「当時」である。定信の著書が諸国にまで流布し(8・3・16) 購入にやっきとなり、また彼の歌の裏の意味をかき取りうとしたり、定信流の言い回しを役人がまねする(8・11・4) 時節柄であつてみれば、定信の徂徠学から朱子学への転向には何か理由があるらしい、という右の憶測に連続するのは、

此節儒者ハとかく朱子学がよいとさた仕候由。追々流をかへ朱子学ニ相成候もの御座候よし。(11・11・11)

という学派変更の状況である。鵬斎の弟子達の脱塾はまさにこの状況下のできごとであつた。さらにそこでは寛政の五鬼の一人山本北山の転向の噂すら流れたと言う。

山本喜六も最早朱子学ニ相成候由。青雲を心懸候儒者ハ、追々朱子学ニ流をかへ可_レ申さた。(11・11・11)

この他学派から朱子学へと学派を変更する動きが顕在化したのが、禁令発布に先立つ時期であることは殊更に注意する必要がある。

さて、一方で学問の奨励のもとでの任官に有利な学流が模索され空前の儒学熱が起こり学問上の不正すら行われ、他方で朱子学がどうも任官に有利らしいとして学派変更がなされる状況下、次に起こってきたのが、学流の一元化するわち幕府が求める学問とは何か、ないしは学問吟味における標準になる学問学派は何か、ということ

を提示して欲しいという要求である。

此節学問被_レ行候へ共、学問の趣意も不_レ弁、只騒立候ものゝミ多有_レ之候ニ付、何卒上より学流の御糺し有_レ之、正学ニ趣候様仕度ものとさした仕候よし。(3・2・15)

この「上」よりの「学流の御糺し」つまり「正学」開示の要求が出て来たのが、異学の禁の発令に三か月程先立つ二月のことである。つまり、文武奨励策のもとで行われた学問吟味を端緒に「正学」を欲する潮流が生まれたのである。異学の禁の発令が不可避であった寛政初年の学問を取り巻く環境すなわち異学の禁の前提条件の一つをここに見るのであるが、いかがなものであろうか。

ところで、禁令が發布されてから後もこのような環境、換言すれば武士達の功利主義的学問観に変化はない。従って、禁令において儒学諸派内での朱子学の意義が再確認されたことは、下級武士達の修学方法への一つの示唆を与えることに作用するのであった。

此節諸組ニて講釈を仕候者をせめ求め書出候付、下の者ハ、講釈さへ急ニ致候へば、急ニ立身も仕候事之様ニ心得、一統ニ講釈を致したが、専諸方ニて講釈を急ニ習ひ候由。此節の様子ニてハ、上より此後御勘弁の御趣法無_ニ御座_一候てハ、実学は起り申間敷由。此後追々実学起り、よろしき人物も出候様ニ御世話があればよいと、志御座候もの密に申居候よしのさた。(3・10・29)

「講釈」重視は、聖堂の寒泉、栗山らの教授法の特色で特に闇斎学派の寒泉が得意としたところである。禁令が彼らに事実上の護符を与えてから後「御旗本ハ清助門人ニ相成不_レ申候てハ、はぶりがわるいと申程」(4・4・9)になり、学問吟味に講釈が掲げられたこ

ともあつて闇斎学派の講釈をすることが立身につながるとすら考えられるに至り、誰も彼もが講釈が得意であると「書上」げようとしたというのである。

ともあれ、武士達の時流に対する対応は極めて早く、その背景をなしたのは、学問吟味を通じた任官という学問からの反対給付を欲する学問観の存在であった。であるから、かの山本北山をもつて言わしむれば「御立身の為之学問ニ候へハ、彦助、清助へ御門入被_レ成候が宜く候」(4・4・9)ということになる。北山塾は、禁令によって「門人大ニ減じ至極寂」しくなっていたが、北山は自塾への入塾希望者に対してあえて右のように語った、という。

三、異学の禁令と林家・聖堂

禁令が林家・聖堂に限定されていたことの意味を問ひ直そうとする際に問題になるのは、禁令が取り締まりを示唆した「學術純正ならざるもの」とそれに連なる関永一郎(松隱)、市川小左衛門(寛斎)、安原三吾、平沢五助(旭山)らの実態と彼らと大学頭林信敬、岡田寒泉・柴野栗山・尾藤二洲ら正学派の人々との関係である。異学の禁を挟んだ時期に聖堂で学んだ僧侶雲室の『雲室隨筆』を参照しつつ要点をまとめると次のようになる。

関松隱は田沼意次と入魂であつたため天明七年十月「学職」を廃され離門、その弟子であつた市川寛斎も同時に「学職」を廃された。後を受けた林門の安原三吾は「藤堂佐渡守殿文学となり」、平沢五助も「異学と申事にて職を止られ」た。彼ら林門の主要人物の降壇と前後して栗山は天明八年、寒泉は寛政元年、二洲は同三年に登場

する。しかし、権門に出入りする要注意人物とされる関等は勢力をそがれたものの林家塾内には息がかりの門弟が多く(8・1・36)、正学派の人々との対立は深まるばかりであった。そしてさらに信敬から述斎への祭酒の交代劇においては「五科七等の制」に代表される林家の学風の払拭がなされた。

確かに、井上蘭台門下の松隱は折衷学的・訓詁学的色彩があり、江湖詩社を創設した寛斎は詩へ傾斜し、文章家旭山の修辞学も程朱学と一定の距離がある。しかし、雲室のような林家門人層にとって排除された人々以上に正学を唱えた人々との懸隔の方が大きい。というのも、やはり林門でしかも述斎の師事した渋井大堂が『世の手本』で「林家にては其家の学風あり。され共弟子の内にて他門の学風をしたひ、却て家学をさみするものもあれ共、是を咎ず」と指摘するように、当時の林家塾には比較的自由な討究を許容し党派性をも寛容する側面や鷲峰以来の林家が歴史的に形成した実務への応用を前提とするような学問傾向があり、それを前提とすれば、彼らの学問も殊更に問題視すべきものではない。とすれば、改革開始以来三年を経た時期に林家問題に手を付けた理由は何か。

さて、禁令発布時の大学頭林信敬錦峰は富田能登守明親の次男。天明七年、市川寛斎を通じて林家の養子となった。嗣家当時二十一才。聖堂を統括する能力も学力も持ち合わせていなかった。

禁令はその信敬の「示諭」²⁰という形で門人らに伝えられたが、当初信敬が意図したのは、寛文度、鷲峰の時点における林家の家学の組織の確認と安永・天明朝の林家の状況の追認であり、論議を呼びかねない具体的な「修業方」を明記せずに広義の林家門人に告知す

ることによってまず学派維持を図ろうとしたのである。ところが、後に信敬によって書かれる「申上書」²¹によると、そういった信敬の意図に反して「示諭」は塾に学ぶ狭義の門人に限られ、寒泉・栗山によって恣意的に利用されたという。

信敬が両儒者に不満を持ったのにも理由がないわけではない。というのも『よしの冊子』によれば、禁令の通達は

加納侯より林大学頭へ、聖堂御取締の事門家へ被_レ申渡_一候義は、随分御趣意通り被_レ申渡_一候へ、其外之義はあまりよくはくは無_レ之様、取捨被_レ申候様ニと被_レ申渡_一候由。(2・5・31)
というものであり、禁令の布達者、御側御用取次上席の加納遠江守久周は、穏便な処置を大学頭に求め、信敬もそれに従ったまでのことなのである。しかるに、両儒者は信敬に対して次のようにして異端排斥を求めた。

其翌日彦助清助参り、此間御談申候離門之事へ、最早被_レ申渡_一候やと申候ニ付、大学頭、イヤ右之者共少しヅゝ旧惡_レ御座候へ共、只今急ニ離門申付候程の事も有_レ之間敷候間、未_レ申付_一と申候へば、彦、清共立腹、別して清助大立腹ニて、夫ハ詰らぬ事也。夫ニてハ私共御セ話も参兼候と大憤候よし。祭酒ハ右意加納侯の被_レ申渡_一候事も御ざ候付、さして急ぎも不_レ仕候様子のよし。清助大立腹小言を申ちらしかへり候よしのさた。(2・5・32)
『よしの冊子』は定信が目を通したものであるから、そこに記された加納の言行は定信の既知の事項に属す。かつ加納は行政府を代表して布達したのであるから幕府の意図もこの記事に沿って考えるべきであろう。とすれば、幕府が禁令の運用に枷をはめていたにも

関わらず、禁令を運用の段階で岡田・柴野が「離門」すなわち異分子肅正に転換したというのが右史料の示すところである。

ところが、右で「離門」を求められた前掲の勢力はそれぞれに大学頭と林家門人層とを結びつける働きをなしたから、彼らの排除によって大学頭の進退はきわまり、「林家」皆々林門の処、他門の清助そりを打候ニ付、とかく伏し不^レ申候由。(3・6・17) ないしは「祭酒も折々心得違申出候へ共、書生一向ニ清助ニ伏シ不^レ申、能事を申出候ても受不^レ宜、互ニそ^レ致候由、」(3・8・11)と聖堂・林門の無政府状態は加速するばかりであった。

多党派性が全体構造をなし学派としての統一をかううじて保持していた当時の林門に、寒泉らは学派的肅清の観点に裏付けられた新たな党派性を持ち込んだ。しかし、それは逆に林家・聖堂内の党派性を峻厳なものとし、結果的に学問的環境の混乱の度を深めたのであり、「聖堂諸生共ハ世間ニて沙汰仕候通り、服し不^レ申候が実説ニ御ざ候よし」(5・1・23)と、禁令発布後二年以上経過してもその状況は変わらないのである。

ここにいる党派性を人事面で象徴するのが、栗山懇意の人物の「啓事」任用(3・2・15)であり、教育面では闇斎流の「講釈」である。

聖堂御セ話、初めハ書生ニ宜きもの多出来候様ニとの御様子にて、学寮杯大造ニ御普請出来候所、書生ハ一向殖不^レ申、尤書物の能読候書生も出来不^レ申候由。此節は良助、清助講尺へ御旗本出席ハおびた^レ數御座候由。御旗本の集り候ハ盛なる由。

書生の方ハ一向衰微の由。益ホンの学問ハ聖堂ニてハ取立申立申間數とさたのよし。(4・11・2)

禁令の後、学寮の増築がなり教育環境も整備され、「講釈」を中心とした聖堂内での講義に多数の一般旗本の参加を見た。その意味で天明七年九月の「儒学講釈之儀御改め」、同月の日講聴講奨励寛政元年七月の諸芸出精奨励以来の「講釈」「素読」を中心とした学問奨励策は功を奏したと言えよう。

しかし、聖堂の整備は林門の充実に直結せず、「聖堂講尺多く相成候ニ付、林家を闇斎ニするがどうも済ぬと、聖堂の儒者共腹を立候よし」(4・4・9)と、闇斎流「講釈」を契機に聖堂での一般教育と林家学再生産とは分岐し、学派間闘争も激化したのである。そして「林家ハ惣体衰微仕、学寮杯も明キ」(4・3・23)ができてしまったというように、研究機関としての機能が低下したというのが実状だった。

こうした林家・聖堂の変質と衰微は、後の林家と聖堂との分離、官立学校昌平坂学問所の成立から逆算すれば、既定路線上の出来事として解釈できよう。しかし、禁令が運用の段階で林家・聖堂の学問再生産機能を低下させることは、発布段階で予期されていたものではなく、注意されなければならないであろう。

ところで、林家・聖堂の禁令前の状況(学問環境)を考える上で見逃し難い重要な局面の一つが、林家の家庭環境の乱れである。

林家の私事を殊更に追求める意図はないが、林家の私事が世間の注目を引き、林家の存続を危うくし、幕府がそれに何らかの形で介入せざるを得ない状況が生まれたということになると、ことは禁令が指摘した林家の学派的統制力の低下と無関係であると言ひ切る事ができない。また、禁令が例えば、大学頭への「おしかり」で

あったといった史料も存在するから、右林家の家庭争議と禁令の關係いかんを検討することは必要な事であると言えよう。さらには、医官多紀氏の家塾に対する学派統制（大田錦城・亀田鵬斎・山本北山ら異学の禁の主要人物が射程に収められている）の場合にも、同様に私事取り締まりと考試や官立学校化を通した学問内容の規制・統制強化とが並列的になされており、両者を類比的なできごととして位置づける必要もあろう。

さて、『よしの冊子』は、天明八年二月以降、林家の家庭の乱れを「林家一件」「林家不勝手」として詳細に記述し「林家程家内取締あしきへなし」（8・1・26）といった表現すら見える。それらの記事を総合すると、当時、大学頭林信敬の養母には賭博行為、淫行、遊山等々「乱心」と目されるような行動があり、他方には聖堂領経営の破綻に端を発した林家の親類縁者による林家・聖堂の経営への容喙（3・2・15）という事態があった。特に養母の不行状は法に触れるものでもあったから、一旦何らかの形で露見した場合には断乎とした処置、具体的には林家の取り潰しさえ想定されていた。

林家の様子内々承候て評判仕候ものゝ説ニ、いづれ下から事が起たなら無レ抛御潰し不レ被レ成バ成まい。そうすれば跡は、彦助清助杯でも代りをする様ニならふが、そふしたなら西郷杯が兼ていふ通り、それミろ彦助杯の姦計で林家を潰したのだといはふし、其外永市の徒へ手を飲び、其外但徠流の学者共へ越中様迄を笑嘲ふし、詰る所国家の御外聞ニかゝる事だ。（3・10・23）

この寛政二十年十月の記事は、禁令の発布後五カ月過ぎて、聖堂内での基本的な対立が解消されていないことを示し、また、この林

家内のごたごたが引金になって学派的な対立の更なる激化を招き、寛政改革の文教政策の根幹をゆるがせかねないとの判断のもとに定信周辺が注視していたことを物語る。

このような家内の混乱は「右之通ニ種々群不逞の徒、其間ニ猥雑仕候ニ付、右之通ニもめ候由」（3・2・15）と、関一党を始めとした林門諸派の介入による結果だとされており、この家内混乱收拾要請と聖堂内の学派統制とが無関係のものであったとは考えがたい。

併当時の事体にて申候へば、博奕淫奔の事にて乱発り、林家騒動仕候てへ、上の御外聞も相済申間敷、聖堂取締りへ、猶更付申間敷候由、

やはり「林家一件」が聖堂取締りの実効力を喪失させるとの視座、言い換えれば林家の私事解決と学派統制とが不可分であるとの視点からの記事がまとめられたと考えるべきであろう。これらの史料は禁令が林家・聖堂に限って発布されたいきさつを遡及する上で欠くことができない。

おわりにかえて

林家・聖堂内の混乱と闘争の図式に終止符を打つと共に、林家学に新たな展開をもたらしたのが、林熊蔵のちの述斎である。

招隠子へ聖堂の諸生迄も至てふくし、家中杯も殊外悦候よしの
さた。（5・4・7）

林家の養子となった述斎は、美濃岩村藩主の第三子という出自に加え林門の渋井太室らから基礎学を修得しており、寒泉、栗山らを取り込みつつ統括するように見えたために、林家門人層もその果断な

改革の姿勢に好意を示した。そして一方で、後に「編纂書の時代」とも呼ぶべき時代を先導し考証の才を発揮する述斎の学問的素地はこの時すでにできており、正学派の儒者達との間に学問上の差異を見せていたことも事実である。というのも、その差異が、学問吟味の運用に変化をもたらしたと考えられるからである。

熊蔵当月十三日聖堂へ罷越、彦助清助、良助、其外学者寄合御ざ候よし。其節熊蔵席上ニ居られ、近年学問と申せば講尺などを専ニいたし、闇斎派の様ニ皆々取立候杯はやり候へ共学問ハ左様成ものにてハ無レ之候。講尺を聞て夫で学問を致す杯と心得候は、以の外不埒成事と大に嘲り候よし。清助たゞ頭をたれ閉口いたし居り候よし。(略)此度新祭酒ハぐつと手高ニいたし、両助杯を格別引下ゲあしらひ候由。余りけやけ過候位、中々両助杯ニいじめられ候ものにてハ無レ之候よし。(5・15)

林家家塾と半ば公的な教育機関(聖堂)との関係が不明瞭であり、公教育機関化に林家、門人が桎梏ないしは重荷になっていた。そして旗本の一般教育面では盛況を見るものの林門の学問的な結集には失敗していた。そのような評価の乖離を生んだのが、公教育化(マス教育)に対応する教授法としての「講釈」であった。しかし講釈偏重が初期の学問吟味に弊害をもたらしたことも事実であり、それは講釈の評価に主観の介入する余地が大きかったことに起因する。寛政四年の学問吟味の不成立がそれを示す。右の述斎による寒泉批判の意義はその面から理解されなければならない。実際、寛政六年以後に行われる学問吟味においては、試験科目から「講釈」が脱落するに至るからである。³⁰⁾

林家・聖堂、そして儒学の意義は、教育制度の確立に向かう潮流のもとで大きな揺れを見た。言うまでもなくそれは法制化・実施の両面における試行錯誤に原因があったが、混乱に拍車を加えていたのは政策に過剰に反応する武士達の動勢であった。さらには林家私事の乱脈が不可分に関係していたことも忘れてはならない。異学の禁の歴史的背景にはこうした問題状況が存在していたのである。複合的な問題状況からなる寛政異学の禁は未だに再考の余地を残し、本稿も再考察へ向けたささやかな試みの論にとどまる。

註

- (1) 中島撫山『亀田三先生伝実私記』(中島煉『増訂亀田三先生伝実私記』、『書苑』第六卷四号ノ十号) 参照。
- (2) 江戸市中には栗山ら関西からやってきた儒者への批判の裏返しとしての江戸っ子鵬斎人氣が存在し、門人希望者も絶えなかったとされる。後には盛大な書画会(ここでの参加者概数「八九百人」が門弟数算出の基礎となったか)が開かれたり、『都下名流品題』の「東の大関」に位置づけられたりする。確かに鵬斎の幅広い教養に裏打ちされた折衷の姿勢は文人的・一家言的な傾向が強く非妥協的であるが、危険思想とは考えがたい。
- (3) 享保七年の旗本五二〇五人、御家人一七三九九人、合計二二六〇四人(勝海舟『吹塵録』が参照される)。
- (4) 『統諸家人物志』山本北山条。
- (5) 橋本昭彦『江戸幕府試験制度史の研究』、江森一郎『勉強』時代の幕あけ―子どもと教師の近世史』参照。

- (6) 『日本古典文学大系五九黄表紙洒落本』一六三頁、一六九頁。
- (7) 『日本古典文学全集四六黄表紙川柳狂歌』一六九～一七一頁。
- (8) 岩波文庫本『字下人言・修行録』一二五頁、二八頁。
- (9) 寛政六年以後、任官の参考史料の扱いになる。
- (10) 『訂増補国史大系統徳川実紀』第一編七四頁。
- (11) 『御触書天保集成』下三一四～三一五頁。
- (12) 『随筆百家苑』第八卷、第九卷(中央公論社刊)所収の『よしの冊子』の引用や参照に際して該当記事の日付を(某年・某月・某日)の形で示す。日付は『よしの冊子』が一定期間の記事の冒頭に付したものと(定信上覧本の各冊の日付にはば一致すると考えられる)を掲げる。その期間は時期によって異なり数日から一月になることもあるが、十日程度が一応の目安である。
- (13) 『日本随筆大成』第二期22、二二三頁。
- (14) 註(7)、一七一頁。
- (15) 幕府は予め新たな負担の増加を懸念して天明七年九月晦日の「諸物頭戒飭」(『訂増補国史大系統徳川実紀』第一編四六頁)中で説いていたが、無駄であった。
- (16) 長倉保「寛政改革をめぐる教学統制の問題——会津藩の「異学の禁」への対応から——」(歴史評論50) 参照。
- (17) 『日本画論大観』中巻、一四五〇～一四五二頁。
- (18) 『統諸家人物誌』市河寛斎条、『秋夜譚』(『日本芸林叢書』第五卷)一六頁。
- (19) 『日本思想大系三八近世政道論』三八二頁。
- (20) 『塵塚の塵』(『翁草』卷一八九)高瀬代次郎『冢田大峰』六六、六七頁参照。
- (21) 高瀬代次郎『冢田大峰』附録第一「林大学頭信敬申上書」
- (22) 『天明大政録』卷四(『日本経済叢書』卷一五)一八六～一八八頁。
- (23) 『徳川禁令考』前集第三、一八三頁。
- (24) 『御触書天保集成』下、三一四～三一五頁。
- (25) 『寛政紀聞』(『未刊随筆百種』第四卷)一四九頁。
- (26) 奥田晴樹「寛政異学の禁と聖堂領」(日本史研究234) 参照。
- (27) 『訂増補国史大系統徳川実紀』第一編五七頁。
- (28) 林家・聖堂領の経済問題の解消過程については註(29)参照。
- (29) 拙稿「近世後期の歴史学と林述斎」(日本思想史研究二二号) 参照。
- (30) 註(5) 橋本著書参照。

(東北大学講師)